

議案第18号

つくばみらい市立学校条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立学校条例（平成18年つくばみらい市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

谷和原中学校	つくばみらい市古川950番地
小絹中学校	つくばみらい市絹の台1丁目1.4番地2

」を

「

小絹中学校	つくばみらい市絹の台1丁目1.4番地2
(仮称)みらい平地区新設中学校	つくばみらい市富士見ヶ丘3丁目9番地1


」に

改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

令和9年4月1日付けでつくばみらい市富士見ヶ丘3丁目9番地1に（仮称）みらい平地区新設中学校を新たに設置し、また、新設中学校の学区の設定に伴い、令和9年3月31日をもって閉校となる谷和原中学校を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立学校条例(平成18年つくばみらい市条例第110号)新旧対照表

改正案		現行	
別表第3(第4条関係)		別表第3(第4条関係)	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
小絹中学校	つくばみらい市絹の台1丁目14番地2	谷和原中学校	つくばみらい市古川950番地
(仮称)みらい平地区新設 中学校	つくばみらい市富士見ヶ丘3丁目9番地1	小絹中学校	つくばみらい市絹の台1丁目14番地2